

惣利地区自治会規約細則

昭和53年6月1日 制定

(目的)

第1条 この細則は、惣利地区自治会規約（以下「規約」という。）に基づき、その実施に必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 規約第8条第1項の入会申込書（様式第1号）は別紙のとおりとする。

(退会)

第3条 規約第9条第1項第2号の退会申込書（様式第2号）は別紙のとおりとする。

(会費及び会費の免除)

第4条 会の会費は1世帯（含む事業主）月額550円とし、各組で徴収し会に納入するほか会員が直接に会に納入するものとする。

2 規約第10条に定める会員が属する世帯は、同一の住宅に居住する同一親族及び同居者とする。

(会費の納入時期)

第5条 組長は会費及び特別会費に定める費用は、毎月29日までに自治会事務局に納入するものとする。

2 会費の納入は、2ヶ月・3ヶ月・6ヶ月・1年分を前納することができる。

(会費等の徴収の基準)

第6条 毎月その月の15日までに入会した者は、会費等を徴収する。

2 その月の15日以前に退会した者は、会費等を徴収しない。

(会員の異動)

第7条 会員の入会及び退会など、異動があった場合、組長は自治会長に報告するものとする。

(代議員)

第8条 規約第17条の代議員は各組2名とし、組長及び副組長とする。

(部会の職務)

第9条 規約第24条第1項に定める部会の職務は次のとおりとする。

(1) コミュニティ部

- ア. 公民館長の補佐と公民館各部会の調整。
- イ. 市、関係機関、学校及び関係団体との連携。
- ウ. コミュニティ部長は副公民館長を兼務する。

(2) 広報・IT推進部

- ア. 自治会広報物の編集作成に関する業務。
- イ. 自治会ホームページ管理運営に関する業務。
- ウ. 自治会公式LINEの管理運営に関する業務。

(3) 安全・防犯部

- ア. 会の区域内（以下「区域内」という。）における防犯・暴迫・防災・交通安全、その他安全安心な生活確保に関する業務。
- イ. 春日市防犯組合連合会に関する事業。

(4) 福祉部

- ア. 区域内における地域福祉推進、及び健康増進を図るため、高齢者や障害者、その他社会的弱者の支援のための事業。
- イ. 春日市献血推進協議会に関する事業。

(5) 環境部

- ア. 区域内におけるごみ減量やリサイクルの推進をはじめ、環境保全、改善など生活環境全般に亘る業務。
- イ. 春日市生活環境組合連合会に関する事業。

(6) サークル部

- ア. 区域内における生涯学習の推進及び体育・文化に関する事業。

イ. 全市的な事業への参加とりまとめ。

ウ. 区域内における男女共同参画を推進するための事業。

(7) こども会育成部

ア. 区域内における子育て環境を整えるための、事業及び子ども会の指導・育成を通じた青少年の健全な育成に関する業務。

イ. 春日市子ども会育成会連絡協議会に関する事業。

(8) その他の部会

その他の部会は、各部会内規程に基づいて活動するものとする。

(組長の職務)

第10条 規約第25条第3項に定める組長の職務は次のとおりとする。

(1) 自治会費及び組費の徴収に関すること。

(2) 文書の配布または回覧等に関すること。

(3) その他、自治会及び組会において決定した活動に関すること。

(役員等の報酬及び勤務形態)

第11条 規約第13条の役員等に対する報酬は次のとおりとする。

(1) 役員 ア. 会長 100,000円/月

イ. 副会長 35,000円/月

ただし、公民館長には手当25,000円/月を追加支給する。

(2) 各部部长 6,000円/月

(3) 各副部部长 3,000円/月

ただし、公民館長、福祉部、環境部、安全・防犯部、広報・IT推進部、サークル部、子ども会育成部7部会で役員会が承認した副部部长を対象とする。

(4) 環境推進委員 6,000円/月

(5) 組長

報酬基本額 年額3,000円

活動毎支払額 1回 200円

2 会計監査には謝礼を贈ることができる。

3 会長及び副会長の勤務形態は次のとおりとする。

(1) 会長 非常勤とする。ただし、行政等各種団体との協議又は会議、会員からの苦情及び要望の聴取、総会等各種会議の資料作成及び会議の運営、その他自治会事業全般に支障の無いよう十分配慮するものとする。

(2) 副会長 非常勤とする。ただし、会長が所要等により任務を遂行できないときは、これを代行するものとする。

(旅費手当)

第12条 会長の命により出張の場合、交通費実費及び日当500円を支給することができる。

ただし、春日市・大野城市・筑紫野市・大宰府市・那珂川町等近郊への上張の場合は、日当のみ支給することができる。

(費用弁償)

第13条 会長が委嘱した業務を実施した者には、費用を弁償することができる。

(事務職員・施設管理人の給与及び勤務形態)

第14条 事務職員及び施設管理人に対し、次の給与を支給する。

(1) 事務職員 100,000円/月

(2) 施設管理人 50,000円/月

2 事務職員及び施設管理人の勤務形態は次のとおりとする。

(1) 事務職員 平日は9時から12時まで及び13時から16時まで常勤とし、休日は総会、組長会及び地区行事がある場合は出勤とするものとする。

(2) 施設管理人 平日は9時から12時まで常勤とし、休日は総会、組長会及び地区行事がある場合は出勤とするものとし、平日休日を問わず、開館日においては原則として9時の開錠及び22時の施錠を行うものとする。

(慶弔)

第15条 会員が死亡した場合、次の弔慰金を送る。ただし、この場合返礼は受けない。

(1) 世帯主及びその配偶者 10,000円

(2) その他会員 5,000円

(環境の整備)

第16条 各世帯並びに事業所は、常に各自周辺の清掃に留意するとともに、毎月第2日曜日は組長の指示により組内の清掃を実施する。

(ごみの収集)

第17条 春日市で定められた収集については、定められた収集品・指定袋・日時・場所等を厳守する。

(細則の改廃)

第18条 この細則の改廃は、組長会の審議を経て会長がこれを定める。

(その他)

第19条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(附則)

この細則を改廃したときは、新旧対照表を永年保存するものとする。